

## 保育所・こども園長時間児 幼児教育・保育無償化説明会 Q&A

	Q	A
1	3歳から5歳が無償化とされていますが、満3歳から5歳までとなるのでしょうか。	無償化の対象は3歳児クラスから5歳児クラスまでとなります。（年少・年中・年長クラス）満3歳は2歳児クラスのため下記2を除き対象外となります。
2	0歳～2歳児クラスは無償化の対象になりますか。	0歳～2歳児クラスは市区町村民税非課税世帯のみ無償化の対象とされますが、習志野市では先行して実施していたため、これまでと変更はありません。
3	0歳～2歳児クラスで第2子以降の軽減措置を受けていますが、無償化後も継続されますか。	これまで通り継続します。 現在第1子が5歳児クラス、第2子が2歳児クラスで軽減措置（半額）を受けている場合、無償化後は第1子が無償、第2子が軽減措置（半額）となります。
4	延長保育料は無償化の対象になりますか。	18時以降の延長保育については、今般の無償化の制度では無償化の対象外となります。しかしこれまで本市では、18時から19時までの延長保育料はいただかないこととしていたことから、10月の無償化の実施にあたってはこれまで通りの扱いとします。
5	給食食材料費は無償化の対象外とされています。どの程度徴収されるのでしょうか。	各施設が食材の購入に係る費用から算出しますので、各施設で異なります。今後各施設からお知らせします。（公立施設は共通）
6	これまで市へ保育料を支払っていましたが、給食食材料費はどちらへ支払うのでしょうか。	公立施設は、これまで通り市へ支払います。私立施設は各施設に直接支払います。
7	給食食材料費の負担軽減措置がありますが、対象となるかどうかどのように確認すれば良いですか。	年収360万円未満世帯と第3子以降が対象となりますが、各利用者（保護者）と各施設へ市から通知いたします。
8	アレルギー対応食を利用する場合、食材料費の額は異なるのでしょうか。	係る費用の総額を平等に負担することが原則ですので、アレルギー食の利用に対しては金額は異なります。